総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年4月10日(月)午後1時35分~午後3時35分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 髙山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、 小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、関上次長兼庶務係長
- 5 当 局 安藤総務部長、生方職員課長、星野企画政策課長、村田財政課長、 北澤教育部長、角田教育総務課長、原澤文化財保護課長、
- 6 傍 聴 者 1名 (陳述者)
- 7 会議概要
 - ※ 開会前に、4月1日付け人事異動により議会事務局より転出した田村前次長より挨拶 をし、また転入した関上次長、会計年度任用職員 山口より挨拶をした。
 - (1) 開 会(司会:関上)
 - (2)委員長挨拶(髙山委員長)

桜まつりも昨日一昨日と開かれており、公園の桜も散り始めて御殿桜も一週間くらい前に落ち着いたように感じる。春爛漫ということであるが、皆さんのお気持ちは春爛漫とはまだいかないようだと思う。選挙告示一週間を前にして皆さんの心はなかなか華やかという訳にはいかないと思うが、私と星野委員はこのたび引退させていただくということで、気持ちが落ち着いているが、皆さんの御健闘をお祈りする。

そんな状況の中で、皆さんお忙しいと思うので今日はスムーズに審議を進めていただき、かつ、深い審議をしていただければと思うので、よろしく御協力のほどお願いする。

本日、傍聴(陳述者)の申出があったので、これを許可する。

それでは、議事に入る。

(3) 議事(進行:高山委員長)

ア 陳情審査

陳情書(薗原湖に大型モーターボート・ジェットスキー等の搬入及び航行を禁止する件) 委員長:陳情の審査であるが、利根町園原区より陳情書の提出があったので審査を行う。 まず、事務局に陳情書の朗読をお願いする。

事務局: それでは陳情書を朗読させていただく。お手元の資料を御覧いただきたい。 初めに要旨である。薗原湖に大型モーターボート・ジェットスキー等の搬入および航行を禁止する件。

次に説明である。表題の件につきましては、長い間、地元住民は騒音被害、ご みの不法投棄、エンジン排気から出るオイルによる水質悪化に悩まされてきまし た。また、静かな環境での遊漁ができる湖として多くの遊漁客で賑わってきまし たが、現在はほとんど遊漁客の姿は見えません。

平成24年3月21日に開催された園原区民総会で、持ち込み航行禁止の要望をすることを決議して、お願いしてきました。

令和5年3月に開催した薗原ダム水源地域ビジョン湖面利用研究会で、群馬県内でジェットスキー・大型モーターボートの搬入航行を許可しているダムは1カ所もありませんとの指摘を受けました。

その中で、八ッ場ダムが竣工し、21世紀のダム湖管理の新しい方法として、河川空間のオープン化制度が導入されました。この制度を利用して、薗原ダム周辺

地域の活性化を進めていく方法があります。それにより、大型モーターボート・ジェットスキー等の搬入および航行の禁止、薗原湖を利用するボートの管理等が可能になりますとのことでした。この制度の指定を受けて、地域の騒音被害・ゴミの不法投棄等環境悪化を防げると考え、令和5年3月21日の園原区民総会で全会一致で要望することを決議をしました。

国土交通省と園原ダム河川空間オープン化制度導入の適用協議を進めることを 採択していただきたく、陳情いたします。

令和5年3月31日。

沼田市利根町園原308番地 利根町園原区長 中澤 均 沼田市利根町園原366番地 利根町園原副区長 中村春夫 沼田市利根町園原1941番地 利根町園原会計 中澤弘幸 以上である。

委員長:説明が終わった。 ここで休憩する。

(休憩 午後1時39分から午後2時5分)

委員長: それでは、休憩前に引き続き会議を再開する。

次に、当局から本件に関して補足説明を求める。企画政策課長、お願いする。 企画政策課長:御説明申し上げる。

今回の陳情に関しては、観点を整理する必要がある。

まず1点目だが、園原地区皆さんが、これまで薗原ダムによって不利益を被り、 地元でありながら湖面利用に大きな制約が課されている。この好ましくない状況 に対し何らかの手立てを講ずる必要があること。

2点目だが、この状況を改善するに当たり、どのような方法が適切であるかを 慎重に考える必要がある。

今回、ひとつの方法として、国土交通省から提示されている八ッ場方式については、地方自治体が湖面利用について占用許可をもらい、その管理を自治体が事業主体として行うものである。一方、国土交通省が直接地元事業者等に事業を任せる方法など、ほかの方法もあると聞いている。責任の所在や発生する経費について本市が負担するのか、あるいはほかの誰かが負担するのかなど具体的な課題について、どのような方式を採用するのかも含めて十分な検証がなされておらず、今後、研究していきたいと考えている。

現在、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所で、湖面への侵入を封鎖し、管理されているが、これまで国土交通省が湖面利用について適切な管理をできていたかというといささか疑問である。国土交通省が管理困難であった事実を受け止めた上で、どのように湖面利用ルールを徹底していくのか、それが大きな問題である。

いずれにしても、本市としては、現状の湖面利用のルールや管理体制について 課題があり、その解消について園原地区の皆さんから要望があったことに関して は真摯に受け止める必要があると考えている。

説明は以上である。

委員長:説明があった。

それでは、当局に対するただいまの説明等について、質疑を受けたいと思う。 (挙手者なし)

- 委員長:ございませんか。それでは私から一つ。今の補足説明を聞いていると、市とすると必ずしも積極的ではないというふうに受け止められるが、そういった受け止め方でよろしいか。また、国土交通省の湖面に対する管理について、言葉は違っていたかもしれないが、あまり十分に管理されていなかったというような批判的な視点をお持ちのようだが、その2点についてさらに伺いたいと思う。
- 企画政策課長:ただいまの高山委員長の質疑にお答え申し上げる。まず、市として積極 的でないと受け止められたということであるが、積極的か積極的では無いかとい う部分に関わらず、地元においては非常に課題があるということは確かだと考え ている。ただし、八ッ場方式が必ずしも一つの答えではないということで研究す る必要があると、考えていただきたいと思う。

第2点目の国土交通省の管理のことであるが、国土交通省についてもダムのルールや管理について、大分苦労されてきたという部分がある。ここの部分について八ッ場方式であれば、沼田市が市の事業として湖面を管理し、あるいは沼田市が市の事業として、財団であるとか地元の事業者であるとか、そういったところに管理をお願いするというような形で、オープン化方式については、湖面管理、それから占用利用について全て管理をしていくということになるので、これまで国土交通省が苦労されてきた部分もあるが、きちんと市が事業としてやっていけるのかという部分について、方法論については検討する必要があるし、市の事業とするのかあるいは国土交通省の事業としてやっていただくという方法もないわけではないようである。実際に、相模川水系の宮ヶ瀬ダムについては、自治体ではなく公益財団法人が占用の許可をいただいて事業を実施しているというようなこともある。であるから、この管理の事業の方法について、きちんと研究をしていく必要があると考えており、これまでの国交省が管理をするという部分で大分苦労された部分の事実に関しては、きちんと受け止めて判断をしていく必要があると考えているところである。

以上である。

- 委員長:さらに一つお聞きしたい。園原地区の皆さんがジェットスキー等の騒音等に対して、かなり前からずっと苦情もしていたということが陳情書の中で表されているが、それについて市当局はどのような対応をとられてきたのか御説明願いたいのと、先ほどオープン化制度について、園原地区の皆さんはそういった方に向けて具体的に作業等を始められているというような御報告があったが、今までこのオープン化制度が始まってから、園原地区に対してオープン化制度そのものということでなくても、観光開発等に対する観光資源としての開発はどのように対応されてきたのか、今まで何らかの検討なりがされていたのであれば、この場で少し御報告願えればと思う。
- 企画政策課長:ただいまの再質疑にお答え申し上げる。まず、ジェットスキーの騒音について、市がどのように携わってきたかということであるが、国土交通省の管理ということもあるが、地元からの要望という部分では、これまでも市のほうに働きかけがあったということは認識している。ただし、市として効果的な手立てを講ずることができていなかったことは事実かなと思う。

2点目であるが、オープン化に向けて具体的な作業というような部分も地元のほうで行われているが、これまで観光開発にどのように市が携わってきたかというご質疑でございますが、こちらについては、市として薗原ダムで本格的な観光開発をしたというような経過はないかと認識している。 以上である。

- 委員長:ジェットスキー等の騒音に対して、今回の陳情の中ではオープン化制度を取り 入れて、その効果としてジェットスキー等の規制をするというようなことで陳情 があったと思うが、それ以外の方法としてジェットスキー等の規制をする方法は ないのかどうなのか、その辺について御検討があれば教えていただきたいと思う。
- 企画政策課長:オープン化以外の規制という部分に関しては、国土交通省が管理するダムにおいて、規制を全くしていないというわけではないと認識している。また、オープン化の方法についても何が問題かというと、地元で今まで不利益を被っているという部分、騒音等について、ここについては対処する必要がある。その方法については一つはオープン化ではない方法、あるいはオープン化をするにしても、様々なオープン化の方法があるだろうと考えられるので、研究が必要だと考えている。

以上である。

委員長:ほかに。 星野委員。

- 星野委員:どういうことでこの湖を造ったのかという、その原点を振り返って地元がどういった同意をしてきたのかが重要であり、現状を知らない分からないという説明ではなく、この湖をどういったために使って、今後どのようにしていくかということ。また、管理はどうしていくのかなど、ダムを造るときに地元から要望はなかったのか。その辺のことを承知しているのか。
- 企画政策課長: ただいまの星野委員の御質疑にお答え申し上げる。湖を造るときの条件 についてだが、きちんとした資料を今持ち合わせていない。しかし、過去の経緯 はともかくとしても、現時点でどのような形で対処していくかということは、非 常に重要だというふうには考えている。
- 星野委員:そうですが、物事をやるときは原点が一番大事である。後になって後付けではなかなか難しい。原点は貯水を利用して発電することであり、地元に対してもダムを造る条件というものがあるはずである。そういったことをしっかり把握しておかなければならず、この原点についてよく調査してもらいたいと思う。

地元要望というのは大切である。国がどうこうと言われても、地元が犠牲になってやっているのだから、これはやはり考えていかないと非常に気の毒なので、ただ言い訳だけでなく、そういったところをしっかり調べて、こういうことがあったと言っていただければ、これが一番早いことである。今言ったように、河川空間オープン化制度などと言っても、それは後付けのことなので、原点も調査していただければ協議しやすいと思う。その辺はどうなのか。調べられるか。

- 企画政策課長: ただいまの星野委員の御質疑にお答え申し上げる。委員のおっしゃると おりかと思う。そもそも原点というか、そもそもの部分については確認する必要 があると思う。
- 星野委員:できれば調べていただき、地元のこともあるかと思うので真摯に考えてやらなければならない。

以上である。

委員長:ほかに。

金子委員。

金子委員:委員長の質疑を伺っていて、ちょっと疑問があるので質疑させていただく。 薗原湖に大型モーターボート・ジェットスキー等の搬入および航行を禁止する件 というのが、この陳情の要旨ということであるが、先ほど企画政策課長からは、 国土交通省が適正な管理ができていたかどうかは疑問があるという言葉もあった。 また、この陳情書では、群馬県内で大型モーターボート・ジェットスキー等の搬入、航行を許可しているダム湖は1箇所もないということだが、沼田市として、 薗原湖で大型モーターボート・ジェットスキー等が違法に持ち込まれて航行され ているという実態を、調査してその事実を把握しているのか、まずお伺いをした いと思う。また、他のダム湖が県内にあると思うが、そこではどうなっているか という調査などはされたのかお伺いしたいと思う。それから、委員長の質疑にあ りました観光開発、私はこれは絶対必要だと思いますし、この観光開発を今まで は進めてこなかったというようなニュアンスの答弁もありましたけれども、これ に関してこれからどうやっていこうかというお考えをお持ちだったら教えていた だきたいと思う。

- 企画政策課長:ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げる。まず、薗原ダムの違法なジェットスキー等の侵入であるとか、そういった行為に対しての調査ということに関しては、沼田市で調査はしていない状況であるが、国土交通省ビジョンの会議の中でも報告をいただいており、地元の方からもお話をいただいているが、実際に先ほどの話もありましたけども、ゲート等が作られた上でも、ユニック等で持ち込まれるというようなことで、年によっては年間に300点以上を持ち込まれたというような報告もいただいている。であるのでそこの部分については、概要については把握をしているということである。それから他のダム湖の調査ということだが、他のダム湖の部分については、実際にジェットスキーが恒常的に侵入利用されているというような実態については、ないということで把握をしている。それから観光開発に対してどのような考えを持っているかということであるが、今の時点で本市については白紙ということではある。以上です。
- 金子委員:国土交通省からも報告をもらっていると話を聞いているというところまでで、市として実態調査して市として対応するということはないということだが、ならば、国土交通省に対して、市として園原周辺住民がこれだけ困っているんだと、何とかしてくれという要請を今まで出したことがあるのかどうかお伺いしたいと思う。それから他のダム湖では持ち込み等は見られていないのに、なぜ、薗原だけが見られているのか、そこのところを取り締まるのは、国土交通省が取り締まるべきだと私は思うが、その取り締まりが緩いんじゃないかということは、市から陳情する等の働きかけがあってもしかるべきではなかったか。また、地元に国会議員がいるので、そういったところにも働きかけがあってもよかったのではないかなと思うが、その点を再質疑したいと思う。

それから観光開発白紙。これでは困る。沼田市の未来はどうなるかというのは、 やはり市民みんな力を合わせて、行政の力で進めていかなければいけない話だと 思うが、白紙であると開き直られると次の言葉が出ないのだが、どういった方向 で進めていくのか、もう一度お伺いしたいと思う。

企画政策課長:ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げる。まず1点目であるが、 国土交通省に対しての要請を本市の方でしたのかということに関しては、正式な 形での要請という部分では、されたことがないかと思う。文書上、きちんとした 形での要請はないかと思う。ただし、ビジョンの会議等の中では、これまで薗原 湖の問題については、本市が効果的な算段をとれたとれないかには関わらず、事 実としては、平成初期から始まり、平成10年には固定のルールということで策定 というようなこともあったようだが、そこの部分で本当に実質的に効果を発揮す ることができなかったことで、現在があるというような認識ではある。

次に、他のダム湖の取締りについてどのように把握されているのかということ

だったか。

委員長:ここで休憩する。

(休憩 午後2時27分から2時29分)

委員長: それでは、休憩前に引き続き会議を再開する。 企画政策課長。

企画政策課長:ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げる。国土交通省の取締りについて、きちんとやってほしいという部分については、沼田市のほうからも話をする必要があるかと思う。それから、取締りが緩いのではないかというような御質疑だったかと思うが、取締りが緩いか緩くないかというのは非常に難しい問題で、ただ実際にきちんと管理ができていたかというと疑問があるということかと思うので、ここの部分について国会議員の方へもお願いをしてであるとか、やり方もあったのではないかというお話だが、そこの部分については、本市の方では議員の方にお願いしてという形で、実効的な対応はできていなかったと思う。

それから3点目であるが、観光開発について白紙では困るというようなお言葉ですが、本市で現在どのようにするということについて、決まっていないことについては、ここではお答えができないということである。

以上である。

金子委員:委員長が最初に質疑されたとおり、やはりこの陳情の要旨であるモーターボート・ジェットスキーの迷惑を被っているという、これを何とかしてほしいということと、観光開発、河川空間オープン化制度導入というのは、これは別物だと私は思う。モーターボート・ジェットスキーが来て、手こぎボートで楽しんでいる皆さんに迷惑がかかる。これは本当に困ることなので、他の自治体においては、きちんと取り締まられているということならば、沼田市においてもきちんと取締りを行ってもらいたいと思うし、効果が出てないというのが現状であるということを把握されているのだから、それに対して対応をしていただきたいと思う。

また、河川空間オープン化制度、これはぜひ研究をして、観光開発として今までは白紙だそうだが、これから沼田の未来を考えていく必要は絶対にあるわけだから、これに取り組んでいただければありがたいと思うが、御答弁を再度お願いする。

企画政策課長:ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げる。沼田市についても取り締まりをということであるが、現在、湖面利用でいきているルールは平成10年のルールがいきており、これについてはジェットスキーの規制がされてるものではないが、園原の皆さんのお話を聞くと、地元の意見を無視して作られたルールであるということであり、そのルールが生きているというようなことで認識している。であるので現在、ジェットスキー自体がルールとして駄目という状態ではない。ただ、ゲートも作って侵入を許さないような形に一時的になってるにも関わらず、侵入して利用しているというような状況では、やはりきちんと管理されるという部分では、厳しい状況にあるのかと思う。であるので湖面利用のルールについては、今回、国土交通省の方でジェットスキーの利用については、できないようなルールについて提案もいただいている。そこの部分については、ルールについてきちんと策定をして、それを実効的にどのようにして有効化していくかという部分については、考えていく必要があると思う。

2点目であるが、河川空間オープン化制度について研究し、考えていく必要が

あるだろうということに関しては、もちろん河川空間オープン化制度についても 一つの方法であるので、そこの部分については本市としても、研究する必要があ る。ただし、河川空間オープン化制度の方法も幾つかあることから、河川空間オー プン化制度ではない方法もあるという部分も含めて、現時点では冷静に慎重に研 究していきたいというふうに考えている。

以上である。

金子委員:休憩願う。

委員長:ここで休憩する。

(休憩 午後2時35分から2時48分)

委員長:それでは、休憩前に引き続き会議を再開する。

質疑の時間は終了して皆様の意見ということで、どのように扱っていったらよいかをお聞きしたいと思う。

星野委員。

星野委員:色々法的な問題もあると思うが、地元で困ってるということは、法律があろうと無かろうと、当然我々がこの話合いの中で方向性を決めて、次の委員会に引き継ぐか分からないが、地元が困っているので法律がどうかに関係なく、上に上げていくほうがよいと思う。

委員長:星野委員。この陳情に対しての扱いはどのような形でやったらいいと思うか。

星野委員:先ほど言ったように法的には分からないが、地元が困っているということは、 我々も賛成して、法律が良い悪いは別にしても、地元意見を反映して申し込んで やるべきだと私は思う。それについてここで結論が出なければ、次の委員会へ送 りたい。

委員長:そうすると、この陳情に対する今日の委員会の扱いは、採択、不採択、趣旨採 択、継続審査、審査未了というのは、一応想定できるのが5種類あるわけである が、星野委員とすると、どの扱いがよろしいか。

星野委員:できるものならここで採択してやれば良いと思うが、まだ中身が判らない部分が多いので、継続審査が良いと思う。

委員長:次に副委員長。

副委員長:陳情書の内容を十分に理解している。自分も同一の考えであるが、これは結構問題が深い。また、薗原湖は発展してほしいと強く願っている。自然保護・自然保全というのは、やはりきちんと取り組んでいかなければならない問題と考えている。自分の考えとしては、これは継続して改選後の総務文教委員会になってしまうわけだが、しっかり取り組んで沼田市の問題として捉えて、薗原湖を活性化していくということを前提に、先送りではなく前向きな考えということで、継続でお願いする。

委員長:次に戸部委員。

戸部委員:僕も今言ったように、地元の人が管理を困っているので、やはりこれは色々な国の機関との絡みもあるので、しっかりその辺の内容を精査してもらい、これからしっかり勉強し、いろいろ内容を調査して、これはやったほうがいいと思うので、うまく続けて継続して審査してもらいたいと思う。

以上である。

委員長:次に青木委員。

青木委員:実際、今お話を伺って、これは本当にどんどん進めていかなければいけない

ことである。本当、ある面では今のタイミングというものを生かしていくべきだというふうに思うので、採択である。

委員長:次に小野塚委員。

小野塚委員:私はこの陳情に対して、本当にすぐにでも規制を条例でかけてあげたい、 そんな思いである。オープン化については、おそらく先ほどの観光のことが絡ん でしまうところがあるので時間が長くなってしまうので、この陳情内容でいくと 時間がかかってしまう。そんな思いからこのまますぐに対策してあげたいので継 続審査ということで、継続にしたいと思う。

委員長:次に金子委員。

金子委員:禁止されていないものを禁止するという方向で持っていくのか、それとも既に禁止されているのだけれども、薗原湖だけが現状こういうことになっているのでその対策をしっかりしていくのか、そういった点もやはり当局として現状をしっかり把握していただく。そして今、小野塚委員がおっしゃったとおり観光開発、これは絶対必要な話である。ただこれは、禁止するしないとは別の話になるので、これはしっかりと2本立てで、私は継続してしっかりと審議していく必要があると考える。

委員長:ただいま採択1人、継続審査5人ということで継続審査多数ですので、本件に 関しては継続して審査していくと、このメンバーではなくなりますけれども、継 続審議とする。

(陳述者退室)

委員長:それでは大分陳情審査に時間をとって申し訳なかったが、ただ皆さんのいろいろな意見を交換できてよかったなと思って無駄ではなかったと思う。 それでは、暫時休憩する。5分間。

(休憩 午後2時45分から2時50分)

イ 総務部・会計局・監査委員事務局所管・調査事項の報告

委員長:それでは、休憩前に引き続き会議を再開する。

委員長: それでは続いて各部の所管調査事項報告に入る。初めに総務部から報告を求めたいと思う。4月1日付、人事異動により、課長の異動があったので、本日は報告等の予定がありませんが、新任または転入された課長にもお越しいただいている。御入室いただいているので、御挨拶をいただきたいと思う。それでは、まず、地域安全課長、御挨拶をお願いする。

(武井地域安全課長 挨拶)

委員長:続いて、契約検査課長お願いする。

(横山契約檢查課長 挨拶)

委員長:よろしくお願いする。それでは御退席願う。

(武井地域安全課長・横山契約検査課長退室)

①職員課

委員長: それでは所管事項報告に移る。最初に職員課長お願いする。

職員課長:それでは職員課の所管事項を御報告申し上げる。辞令交付についてであるが、 まず、(1)に記載した一般職の退職発令を3月31日付で行った。発令実数につい ては13人である。内訳については記載のとおりである。

続いて、(2)に記載した一般職の人事発令を4月1日付で行った。新規採用発令は13人、再任用発令は22人であり、これらを含むと、全体の発令数では181人の発令である。内訳については記載のとおりである。

職員課の報告は以上である。

委員長:職員課のただいまの報告について、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長:ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは質疑を終了する。次に職員課に対する意見交換について何か御意見が あればお願いする。なお、選挙により常任委員会のメンバーも変わるので、次回 調査事項はなしということでお願いしたいと思う。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは、ないようなので職員課を終了する。

(職員課長退席)

②企画政策課

委員長:次に、企画政策課に入る。企画政策課長、お願いする。

企画政策課長:企画政策課の所管事項について報告する。1の「㈱フォーバルとの包括 連携協定書の提出を求め、その内容について問う」であるが、包括連携協定につ いて資料を配布させていただいた。

連携協定は社会貢献の意志がある企業等との緊密な相互連携と協働によって市民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的として締結するものである。企業が果たすべき社会的責任としての活動の一環などで御協力いただくものである。関係者のメリットは資料に書いてあるとおりである。

個別協定が具体的な事業の提案がなされ、それに応えて協定が締結されるのに対し、包括連携協定については、先に幅広い分野で協働する旨の協定が締結され、その協定を具現化する形で具体的な事業を考案するという特徴がある。

既存の包括連携協定先は、企業等から申出によって協定締結に至ったものである。

企画政策課の報告事項は以上である。

委員長:企画政策課のただいまの報告について、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長:ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは質疑を終了する。次に企画政策課に対する意見交換について何か御意 見があればお願いする。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは、ないようなので企画政策課を終了する。

(企画政策課長退席)

③財政課

委員長:次に、財政課に入る。財政課長、お願いする。

財政課長:それでは、財政課の所管事項について御報告申し上げる。令和3年度財務書類についてである。財務書類については、市が保有する資産・負債や、行政サービスに要するコストなどについて、企業会計の考え方を活用して明らかにするため、総務省が示した統一的な基準により作成したものである。お配りした資料は、財務書類を概要としてまとめたものだが、1枚目は一般会計等で、一般会計のほか、奨学資金貸付金及び歳計外現金が含まれる。また、2枚目は全体会計で、先ほどの一般会計等に、特別会計4会計、並びに水道、簡易水道及び下水道の3事業会計を加えたものである。資料中、①の貸借借対照表から④の資金収支計算書までの財務4表については記載のとおりであるが、右側に、市の資産と負債の状況、また、令和3年度財政運営の総括ということで、まとめを記載している。1枚目の一般会計等で前年度と比較すると、市民1人当たりの資産が163万円で1万円増、負債が74万円で3万円増と、ともに増加している。また、純資産比率は1.8ポイント減の54.5%、資産老朽化比率は1.4ポイント増の62.6%、負債比率は5.7ポイント増の83.4%となっている。令和3年度まで大型の施設整備が進められてきたので、そうしたことが反映されたものと考えている。

財政運営の総括については、業務活動、投資活動、財務活動という性質の異なる3つの活動に係る収支が示されているが、経常的な活動に関する収支を集計した業務活動収支は大きくプラスとなっており、堅調な財政運営が行われたことが示されている。

今後、ホームページにおいて、この概要版のほかに、正式な財務4表も公表するので、そちらも御覧いただければと思う。なお、今回の資料については、本委員会終了後、議長並びに他の委員会所属の議員の皆様にも配布させていただくので、お含みおきいただくようお願いする。

財政課からの説明は以上である。

委員長:財政課のただいまの報告について、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長:ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは質疑を終了する。次に財政課に対する意見交換について何か御意見が あればお願いする。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは、ないようなので財政課を終了する。

(財政課長退席)

委員長:以上で総務部の所管事項報告を終了する。次の委員会について、事務局より説明願う。

事務局: それでは次回委員会について申し上げる。次回の委員会は、改選後の臨時会中 に開催されることになる。現在のところの予定であるが、臨時会は5月9日と 10日の2日間にわたって開催され、初日に3常任委員会が同時開催され、正副委 員長が互選されることになると思われるので、御留意願いたい。 以上である。

委員長: それでは、事務局より事務局案の説明があったので、御承知おき願う。

続きまして総務部全般について、委員間の意見交換をしたいと思う。先ほど申 し上げたように次回の調査項目はなしということで、他に御意見があればお願い したい。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは、総務部を終了する。教育部に入れ替えをお願いする。

(総務部長退席)

ウ 教育部各課の所管・調査事項報告

委員長:人事異動で新しいメンバーも入ったということで、この後御挨拶をお願いするが、大分良い季節となり、また、委員各位においては先ほども申し上げたように忙しい季節となるので、本日はスムーズに会議を進むようによろしくお願いする。人事異動があり、教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、スポーツ振興課長が交代されている。教育総務課長、文化財保護課長には、所管事項報告の際に冒頭で御挨拶をいただきたいと思うが、学校教育課長、スポーツ振興課長には、ここで御挨拶をお願いしたいと思う。まず、学校教育課長御挨拶をお願いする。

(林学校教育課長 挨拶)

委員長:続いて、スポーツ振興課長お願いする。

(生方スポーツ振興課長 挨拶)

委員長:よろしくお願いする。それでは御退席願う。

(林学校教育課長・生方スポーツ振興課長退室)

①教育総務課

委員長: それでは所管事項報告に移る。最初に教育総務課長お願いする。

教育総務課長:それでは教育総務課の報告事項を申し上げる。資料1ページ教育総務課報告事項を御覧いただきたい。1番の令和5年度沼田市教育行政方針及び令和5年度沼田市人権教育方針についてであるが、別添の資料を御覧いただきたい。教育行政方針は、毎年新たな年度を迎えるにあたり、効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の議決を得て、重点課題及び主な取組について取りまとめを行ったものである。構成は、基本理念、基本方針及び重点施策となっている。

また、人権教育推進方針は、先の教育行政方針と同様に例年、教育委員会の議 決を得て、学校教育と社会教育・家庭教育とが連携を図り、人権教育を推進するた めの取組について、取りまとめたものである。

それぞれ内容を御確認いただき、本市の教育行政及び人権教育の推進について、 御指導、御協力をいただきたく、よろしくお願いする。

教育総務課からは、以上である。

委員長:教育総務課のただいまの報告について、質疑を受けたいと思う。

(挙手者なし)

委員長:ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは質疑を終了する。次に教育総務課に対する意見交換について何かご意

見があればお願いする。 (「なし」の声あり)

委員長: それでは、ないようなので教育総務課を終了する。

②文化財保護課

委員長:次に、文化財保護課に入る。文化財保護課長、お願いする。

文化財保護課長:御説明申し上げる。沼田城発掘調査に係る専門部会からの指導・助言について報告を求める、についてであるが、英霊殿付近の発掘調査において、天守整備の時代や規模が推定できる礫層の発見があった。この礫層は、地中レーダー探査による探知の可能性が高いため、レーダー探査が実施可能であれば実施するよう指導があり、当初予定していたレーダー探査場所である下公園及び外曲輪堀(そとくるわぼり)付近から、英霊殿付近に変更し、実施したものである。 文化財保護課の報告・調査事項は、以上である。

委員長:文化財保護課のただいまの報告について、質疑を受けたいと思う。 金子委員。

金子委員:英霊殿付近のレーダー探査を実施したという結果の報告があったが、これはいつ実施されたのか。

文化財保護課長:実施の時期ですが、昨年の10月3日から今年の2月10日までの期間で 実施した。

金子委員:昨年の10月から2月10日までレーダー探査を行われたということだが、2月 の委員会においても専門部会から指導助言がどのようにあったかということを 伺っていないということだったが、それからの推移としては特にないということ でよろしいか。

文化財保護課長:ただいまの金子委員の再質疑にお答え申し上げる。専門部会からの意見としては、昨年度行われた調査により、礎石を設置するための礫層の発見が大きな発見であり、これが広範囲に観察され大規模な整備を行っていたということが確認できたというふうに報告をいただいている。

2月、3月は、その後の動きはない。

以上である。

金子委員:理解した。

委員長:ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは質疑を終了する。次に文化財保護課に対する意見交換について何か御 意見があればお願いする。

(「なし」の声あり)

委員長: それでは、ないようなので文化財保護課を終了する。

(文化財保護課長退席)

委員長:以上で教育部の所管事項報告を終了する。次の委員会について、事務局より説

明願う。

事務局: それでは次回委員会について申し上げる。次回の委員会は、改選後の臨時会中に開催されることになる。現在のところの予定であるが、臨時会は5月9日と10日の2日間にわたって開催され、初日に3常任委員会が同時開催され、正副委員長が互選されることになると思われるので、御留意願いたい。以上である。

委員長: それでは、事務局より事務局案の説明があったので、御承知おき願う。 続きまして教育部全般について、委員間の意見交換をしたいと思う。何かあればお願いしたい。

(「なし」の声あり)

委員長:それでは以上で教育部を終了する。

(教育部長·教育総務課長退席)

委員長: それでは最後に、総務部・教育部全般を通しての御意見、それから次年度の常任委員会等について、何か申し伝え等あれば受けたいと思うが、よろしいか。 (「大丈夫」の声あり)

委員長:それでは、今後のスケジュールについて事務局より説明願う。

事務局:今後のスケジュールについて申し上げる。4月16日(日)市議会議員選挙告示日となり、4月23日(日)市議会議員選挙投開票日、翌24日(月)市議会議員選挙の当選証書附与式、それから5月に入り、2日(火)第2回臨時会告示日及び議会運営打ち合わせ会、午前10時からを予定している。それから5月9日(火)・10日(水)の日程で第2回臨時会が午前10時から予定している。以上である。

委員長:事務局より説明があったが、よろしいか。 (「はい」の声あり)

(4) 閉 会(委員長)

委員長:以上で本日の総務文教常任委員会を終了する。

以上